|  |  |
| --- | --- |
|  | **NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票（研究・実証事業用）** |
|  | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 作成日 | 　２０２５年　　　月　　　日 |
|  | 事業者・代表者 | 国立大学法人○○大学　学長　○○　○○ |
|  | 件名 | ＮＥＤＯ先導研究プログラム/未踏チャレンジ/○○○○（研究テーマを記載ください） |
|  | 本確認票の記入方法 | 各確認事項に対して事業者が該当する回答欄に「●」を記入し、「対応するエビデンス」には以下を記入して下さい。なお、「契約締結時に該当」とは、提案時点では未対応であるが採択決定後のＮＥＤＯとの契約締結時点までに対応する場合です。　【対応するエビデンス】　　「該当」又は「契約締結時に該当」を選択した場合　：　エビデンスとなる書類の名称を記入して下さい。　　「対象外」を選択した場合　：　記入不要です。 |
|  | 項目欄 | 回答欄 | 確認欄 |
|  | No | 項目 | 確認事項 | 該当 | 契約締結時に該当 | 対象外 | 対応するエビデンス例 | NEDO記入 |
|  | Ⅰ．過去の契約解除実績 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
|  | 1 | 実績 | 過去３年以内に情報管理の不備を理由にＮＥＤＯから契約を解除されたことはない。 | ● | 　 | 　 | 　 | □ |
|  | Ⅱ．組織的対策 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
|  | 2 | 規定 | 情報管理に関する規程類を整備している。 | ● | 　 | 　 | 情報セキュリティ管理規程。 | □ |
|  | 3 | NEDO事業での情報管理 | 情報取扱者以外の者が、機微情報に接したり、職務上提供を要求してはならない旨を定めている（システム上のアクセス制限等を含む）。 | 　 | ● | 　 | 「情報管理体制等取扱規程」を整備し、システム上のアクセス制限等を構築予定。 | □ |
|  | 4 | ＮＥＤＯが承認した場合を除き、親会社、地域統括会社等の事業者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の事業者以外の者に対して、機微情報を伝達又は漏えいしてはならない旨を定めている。 | 　 | ● | 　 | 「情報管理体制等取扱規程」を整備予定。 | □ |
|  | 5 | 機微情報の漏えいなどによる情報セキュリティ上の問題が発生した場合、その対応方法や連絡体制、情報漏えいした際の処分等に関するルールを定めている。 | 　 | ● | 　 | 「情報管理体制等取扱規程」を整備予定。情報漏えいした際の処分は就業規則に記載。 | □ |
|  | 6 | 再委託先等がある場合、再委託先等に対して自社と同様の機微情報の情報管理を求めている。 | 　 | ● | 　 | 締結予定の「再委託契約書」の案文。 | □ |
|  | 7 | 情報取扱者名簿及び情報管理体制図を作成し、情報取扱者は実施計画書の研究体制に記載された者及びＮＥＤＯが了解した者のみとしている。　【情報取扱者】情報管理責任者：NEDO事業の責任者である業務管理者であり機微情報の管理責任者情報取扱管理者：NEDO事業の進捗管理を行う者であり、主に機微情報を取り扱う者ではないが、機微情報を取り扱う可能性のある者業務従事者：機微情報を取り扱う可能性のある者 | 　 | ● | 　 | 「情報取扱者名簿及び情報管理体制図」を作成予定。 | □ |
|  | 【定義】・「機微情報」とは、ＮＥＤＯ委託業務を通じて取得又は知り得た保護すべき技術情報を指す。・「情報取扱者」とは、機微情報を取り扱う者を指す。【注意事項】※提案時には全項目（対象外を除く）が「該当」または「契約締結時に該当」を選択することで、応募要件を満たします。また、採択決定後の契約締結時には全項目（対象外を除く）が「該当」として、情報管理体制等を整備する必要があります。※提案時の「対応するエビデンス」は、NEDOが求めた場合を除き、原則、提出不要です。ただし、契約締結後概ね３ヶ月を目途に、ＮＥＤＯが訪問時等に当該エビデンスを確認しチェックします。なお、チェック後の本確認票とともに各種エビデンスの保管をお願いします。 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  | 【NEDO訪問時の記入欄】 |  |
|  | 確認日 | 年　　　　月　　　　日 | 確認者 | 　 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |